

令和6年度
商店街補助事業
説明資料
(江戸川区)



説明会資料や様式の一部は江戸川区ホームページからダウンロードできます。
インターネットで「江戸川区 商店街に対する支援」と検索してください。

商店街補助事業一覧

種類	商店街の希望事例	事業名	補助率	商店街負担率	補助限度額	補助対象経費限度額
イベント	商店街で行うイベント（抽選会を伴う売り出しセール等）を補助してほしい！	イベント事業	2/3	1/3	300万円	450万円
		組織活力向上支援事業（振興組合のみ）	11/12	11/12	300万円	約327万円
		小額支援事業 若手・女性支援事業	8/9	1/9	88万8千円	100万円
	セール等の周知費用を補助してほしい！	商店街集客力強化支援事業	1/2	1/2	20万円	40万円
	エコをテーマにイベントがしたい！	商店街エコ支援事業	1/2	1/2	イベント内容により応相談	
活性化	商店街フラッグやマップ等を作りたい！	活性化事業	2/3	1/3	300万円	450万円
		多言語対応事業	5/6	1/6	300万円	360万円
	商店街をキャッシュレス化したい！	キャッシュレス対応事業	5/6	1/6	300万円	360万円
	専門家からアドバイスがほしい！	商店街プロデュース事業	商店街自己負担なし（全額助成）			
街路灯	商店街路灯の電気代を助成してほしい！	装飾街路灯管理費助成	前年度に支払った街路灯の電気代全額（一部除外設備あり）			
	街路灯LED化（建替・ランプ交換）、アーケード照明LED化、アーチLED化、LED照明からLED照明への交換（性能の一定以上向上）、撤去（街路灯、アーケード、アーチ）等の事業については、東京都政策課題対応型補助金の利用可否により、補助率に大幅な差があります。（最大9/10～最低1/2 * 内容によって補助上限額も異なります） 事業内容により、区から商店会への事前貸付（東京都政策課題対応型補助金相当）も可能です。 ※街路灯に関する事業をご検討の場合は、事前に区に個別相談ください。					
その他	商店街だけでなく、地域団体と協同してイベントがしたい！	地域連携型商店街事業	4/5	1/5	400万円	500万円
	パトロールやゴミ拾い等のボランティア活動を行いたい！	地域力向上事業	2/3	1/3	40万円	60万円
個店支援	個店同士で連携して何かイベントがしたい！	商店街フレンドシップ補助金	1/2	1/2	50万円	100万円
	開業したので、家賃助成してほしい！	商店街空き店舗対策家賃助成	1/3	1年間を限度に月5万円まで		月額家賃15万円まで

※上記は東京都の補助を含んだ場合の補助率です。東京都の補助が受けられない場合、補助率は減少します。

※江戸川区に「会則（規約）、役員名簿、決算書」の提出がない場合は、補助率及び補助限度額が減少します。

R6 「商店街補助事業目次」

★制度全般に係るお知らせ	P1
(1)商店街パワーアップ支援事業（イベント事業）	P3
(2)商店街パワーアップ支援事業（組織活力向上支援事業）	P4
(3)商店街パワーアップ支援事業（小額支援事業）	P5
(4)商店街パワーアップ支援事業（若手・女性支援事業）	P6
(5)商店街パワーアップ支援事業（女性活躍推進事業）	P7
(6)商店街パワーアップ支援事業（地域連携型商店街事業）	P8
(7)商店街パワーアップ支援事業（地域力向上事業）	P9
(8)商店街パワーアップ支援事業（活性化事業）	P10
(9)商店街パワーアップ支援事業（多言語対応事業）	P11
(10)商店街パワーアップ支援事業（キャッシュレス対応事業）	P12
(11)商店街集客力強化支援事業	P13
(12)商店街フレンドシップ補助金	P14
(13)商店街プロデュース事業	P15
(14)商店街工コ支援事業	P15
(15)江戸川区ポイントカード利用促進支援事業	P16
(16)江戸川区ポイントカード・区内共通商品券PR支援事業	P16
(17)ポイントカードを活用した子育て世帯・高齢者支援事業	P16
(18)装飾街路灯管理費助成	P17
(19)商店街環境整備事業	P17
(20)商店街空き店舗対策家賃助成事業	P18

制度全般に係るお知らせ

[イベント事業補足説明点]

東京都からイベント事業における補足説明がありました。令和6年度からの取り扱い変更ではなく、あくまで以前から補助対象ではありましたが、都への問い合わせが多かった事項について、改めて説明がなされたものを紹介します。

①イベント事業における動画撮影に係る経費は補助対象となります

リアルのイベントを実施し、その様子を撮影・配信する場合について、動画の撮影や編集に必要な経費も補助対象となります。

* 備品購入に係る経費は対象外です。

* リアルのイベントと無関係の配信内容は補助対象外です。

* 恒常的な商店街 PR 動画は、イベント事業としては補助対象外です。

(活性化事業をご活用ください。)

②イベント事業における SNS 活用に係る経費は補助対象となります

SNS を活用した周知方法について、一定の事例が補助対象となります。

(補助対象経費例)

・イベント専用アカウントの開設及び運用に要する経費

* 商店街名のアカウントの開設や運用については、経常的な経費として補助対象外になります。

* 「●●商店街 七夕セール」といった形で、イベント名のアカウントとする必要があります。

・イベントを周知するにあたり、文章の考案、投稿日時の選定及び投稿用の

画像選定等、SNS の運用に関して専門的なサポートを受ける経費

・商店街関係者以外（いわゆるインフルエンサー等）に、イベント情報の周知を依頼した場合に要する経費

[令和 6 年度 商店街補助事業変更点]

①他団体や個店が模擬店等を実施する場合における、会場設営経費の取扱い変更

<従来と変更なしの点>

- ・他団体や個店が実施する模擬店等に係る経費で、イベントの周知もしくは会場設営の一環として共通にかかる経費ではないものは補助対象外となります。

(例：材料費、アルバイト賃金、模擬店等で使用できる金券等に係る経費)

<従来と変更ありの点>

- ・イベントの周知もしくは会場設営の一環として共通にかかる経費である場合は、補助対象となります。

(例：テント・椅子等の機材搬入代、模擬店の宣伝が含まれたチラシ代)

* 従来は極力区別するよう努め、どうしても区別ができない共通経費に関してのみ補助対象とすることが認められていました。

しかし、令和 6 年度からは条件が緩和され、補助対象とできる範囲が広くなります。

②押印に関する規定の一部変更について

ハンコレスの推進に備え、各種様式から「印」が削除となります。

* 交付申請書、実績報告書、交付請求書、支払金口座振替依頼書は引き続き押印が必要です。

[令和 7 年度 新規受付開始事業（商店街補助事業）]

(令和 6 年度中に送付する次年度要望調査の際にご検討ください。)

① 「女性活躍推進事業」の新設（イベント事業・活性化事業）

商店街の女性グループが実施する「イベント事業」及び「活性化事業」を支援。

(補助率：11/12・補助対象経費限度額：100 万円)

→ 詳細は P7 をご参照ください。

(1) 商店街パワーアップ支援事業（イベント事業）

①事業内容

商店街が、当該商店街の街区内において自ら企画し、一定の期間に実施する行事で、恒常性のないものを支援します。

- (例)
- ・季節のイベント（中元、歳末、クリスマス等）
 - ・抽選会を行う売出セール 等
 - ・周知を伴う季節装飾（七夕、クリスマスのイルミネーション 等）

②対象事業

1. 1商店街につき、2事業までを補助対象とします。

1事業とは、期間が連續で行われるものとします。

- (例) 同名の事業で期間の分かれるもの（4月と10月に開催）は、
2事業とカウントします。

※複数の商店街による共催事業については別カウントとなります。

(例) 1商店街単独で2イベント+共催で1イベント=3イベントが可能です。

2. 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業であること。

③対象外事業

1. 実施主体または、共催に商店街以外の団体（町会等）が含まれる事業
2. 他の補助金を一部財源とする事業
3. 事業に係る全ての業務およびその大半の業務を委託する事業
4. 内容が経常的な性格を有する事業

④補助率

対象経費の2/3 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1商店街あたり300万円（※年間補助上限額）

- (例) ※1イベント目で補助金200万円、2イベント目で補助金200万円が受け取れるようなイベント事業を実施したとしても、2イベント目の際には補助上限までの残額100万円（年間上限300万円 - 1イベント目200万円 = 残額100万円）までが受け取れる補助金の上限となります。

(2) 商店街パワーアップ支援事業（組織活力向上支援事業）

①事業内容

商店街振興組合の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、商店街振興組合が実施するイベント事業を特別に支援します。

※補助対象となるイベント範囲は「イベント事業」と同一です。

※「イベント事業」との相違点としては、イベント終了後の実績報告書に「当該イベントを実施したことにより、商店街振興組合としての組織の維持・活性化にどのような効果があったのかについて、取組内容や要因を含め記載」する必要があります。

②対象事業

1. 1商店街振興組合につき、1事業までを補助対象とします。

1事業とは、期間が連続で行われるものを感じます。

（例）同名の事業で期間の分かれるもの（4月と10月に開催）は、

2事業とカウントします。

※本事業は、商店街振興組合のみ申請可能。

※本事業は、共催不可。

2. 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業であること。

③対象外事業

1. 他の補助金を一部財源とする事業

2. 事業に係る全ての業務およびその大半の業務を委託する事業

3. 内容が経常的な性格を有する事業

④補助率

対象経費の11／12 ※東京都の補助がない場合は1／2

補助限度額：1商店街振興組合あたり300万円

(3) 商店街パワーアップ支援事業（小額支援事業）

①事業内容

イベント事業もしくは活性化事業において、総事業費100万円以下で防災や環境などのテーマを掲げて事業を実施する場合、特別に支援を行います。

②利用要件

- 当該年度（R6）または前年度（R5）にイベント事業、活性化事業等の各事業（地域力向上事業を除く）の申請を行っていないこと。

※防災や環境、福祉などの、当該商店街に相応しいテーマを掲げる必要があります。

実施例①：中元セールを行い、抽選会場等で「環境PRパンフレット」を配布しイベント内で啓発活動を行う。

実施例②：商店街区内の「誰でもトイレ」や「バリアフリー施設」の情報を掲載した商店街マップを作成する。

※イベント事業及び活性化事業、各々年度内1回まで申請可。

※継続した2か年まで申請可。（間に1年空けて翌年にもう一回申請は不可）

→過去に小額支援事業を利用したことのある商店街は、再度の利用はできません。
利用できるのは、過去に小額支援事業を利用したことのない商店街のみです。

※本事業の申請条件を満たす商店街同士の共催は可。

※総事業費が100万円を超える場合は、事業すべてが補助対象外。

- 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業であること。

③補助率

対象経費の8／9 ※東京都の補助がない場合は1／2

補助限度額：1商店街あたり88万8千円

(4) 商店街パワーアップ支援事業（若手・女性支援事業）

①事業内容

商店街の若手・女性グループが行う、総事業費100万円以下のイベント事業を特別に支援します。

②利用要件

以下の要件を全て満たす若手・女性グループが行うイベント事業が補助対象。

（※若手とは「年度末年齢49歳以下の者」を指します。）

1. 商店街関係者（商店街役員及び会員店舗の代表者）及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の若手又は女性で構成されていること
2. 若手又は女性が構成員の過半数を超えていること
3. 若手又は女性がグループの代表者となること
4. 構成員の過半数及び代表者が商店街役員でないこと

※若手又は女性がグループの代表者となります。申請書等に記載する申請者は商店会長になります。また、領収書等の宛名は商店会名を記載してください。

※構成員とは「イベントの企画及び実行を担うメンバー」のことです。

※若手・女性グループの構成員については、構成員名簿で確認します。

※本事業は、共催不可です。

※総事業費が100万円を超える場合は、事業すべてが補助対象外となります。

③補助率

対象経費の8／9 ※東京都の補助がない場合は1／2

補助限度額：1商店街あたり88万8千円

④実施回数

1商店街につき、1事業までを補助対象とします。

※通常のイベント事業とは別カウントとなります。

（例）通常のイベント事業で2イベント+若手・女性支援事業で1イベント
=3イベントが可能です。

(5) 商店街パワーアップ支援事業（女性活躍推進事業）

[令和7年度 新規受付開始事業（商店街補助事業）]
(令和6年度中に送付する次年度要望調査の際にご検討ください。)

①事業内容

商店街の女性グループが行う「イベント事業」「活性化事業」を特別に支援します。

②利用要件

商店街関係者（商店街役員及び会員店舗の代表者）及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の女性で構成されていること。

※女性グループの構成員については、構成員名簿で確認します。

※女性がグループの代表者となりますと、申請書等に記載する申請者は

商店会長になります。また、領収書等の宛名は商店会名を記載してください。

※構成員とは「イベントの企画及び実行を担うメンバー」のことです。

※女性活躍推進事業同士での、他の商店街との共催は可能です。

③補助率

対象経費の11／12 ※東京都の補助がない場合は1／2

補助限度額：1商店街あたり91万6千円

* 「若手・女性支援事業」と異なり、総事業費100万円以下という制約はありません。

(総事業費100万円を超えた部分は、補助対象とならないだけです。)

④実施回数

1商店街につき、イベント事業については1事業までを補助対象とします。

※通常のイベント事業とは別カウントとなります。

活性化事業については、回数の制限はありません。

(6) 商店街パワーアップ支援事業（地域連携型商店街事業）

①事業内容

商店街と地域団体とで実行委員会を組織し、その実行委員会や構成員である商店街・NPO等が地域の活性化に向けて行う事業の一部について支援します。
(*イベント事業及び活性化事業、各々年1回まで申請可能です。)

※中元セールなどの商店街販売促進イベントについては補助対象外です。

※イベント事業については、「商店街の販促に係る景品費※」が対象外となります。

→「商店街の販促に係る景品費」とは、商店街の店舗での購入をイベント参加（抽選会等）の要件になっているものや、特定の商店街のみで使用可能な金券・商品券（区内共通商品券は可）を指します。

②利用要件

- a) 「実行委員会」及び「実行委員会を構成する各商店街・地域団体」は、「会則、構成員名簿、直近12カ月分の決算書」の提出がそれぞれ必要です。
- b) 複数団体で組織する実行委員会の全体経費のうち、商店街負担割合が過半となる必要があります。

③申請主体

申請書等に記載する申請者は実行委員会会長になります。また、領収書等の宛名は実行委員会名を記載してください。なお、補助金は「実行委員会名義の口座」に振込となります。

④補助率

事業の内容によって補助率が4/5～1/2と大きく変わります。

*イベント事業には「新規枠」（補助率4/5）と「継続枠」（補助率2/3）があり、それぞれ補助率が異なります。（※東京都の補助がない場合は補助率1/2）

*補助限度額：1商店街あたり400万円

*事業実施をご検討の商店街は、区までお問い合わせください。

(7) 商店街パワーアップ支援事業（地域力向上事業）

①事業内容

地域社会の中で「商店街自らが住民生活を支えるためのボランティア活動」に対して支援します。商店街の収益になるような事業は、対象外になります。

②対象事業

【補助対象経費】

- ・周知費用
 - ・物品購入費
 - ・委託費
 - ・その他諸経費
- * いざれも事業に直接必要な費用に限ります。

【事業例】

<地域見守り活動>

商店街が主体となって、子供たちの登下校時や夜間にパトロールを行うほか、地域のお年寄りの訪問活動を行う。

(想定される補助対象経費)

- ・チラシやポスター
- ・拡声器
- ・帽子
- ・誘導灯
- ・活動記録写真代
- ・腕章 等

<ゴミ拾い運動>

商店街が主体となって、商店街内及び近隣地域で定期的にゴミ拾い活動等を行う。

(想定される補助対象経費)

- ・チラシ、ポスター
- ・清掃用トング
- ・箒
- ・ちりとり
- ・活動記録写真代 等

③補助率

対象経費の2／3 ※東京都の補助がない場合は1／2

補助限度額：1事業あたり40万円まで

④補助回数

1商店街につき2事業まで

*他の商店街との共催は可。町会等との共催は不可。

(8) 商店街パワーアップ支援事業（活性化事業）

①事業内容

地域に愛され親しまれる商店街としてイメージアップを図るもの（イベント事業以外）について経費の一部を補助します。

②対象事業一覧

下記に掲げる事業はあくまでも例示です。

ご検討される事業がありましたら、お気軽にご相談ください。

情報技術機能の強化を図るための事業		
・新規ホームページ作成 ・Eコマース導入 ・顧客情報システム導入	・ポイントカード導入 ・POSシステム導入 ・フリーWi-Fi整備	・キャッシュレス決済導入 ・スマートフォンアプリ導入
顧客利便機能の強化を図るための事業		
・お客様向け巡回バス導入 ・案内板設置	・タウンモビリティー導入 ・商店街マップ作成	・宅配事業
コミュニティ機能の強化を図るための事業		
・空き店舗などを活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設） ・安全パトロール事業 ・エコ、リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）	・エコマナーの導入、調査	
組織力、経営力の強化を図るための事業		
・活性化計画策定 ・購買動向調査 ・専門家派遣 ・テナントミックス ・空き店舗等を活用した事業（チャレンジショップ、創業支援施設等） ・商店街への加入促進活動を支援する事業	・活性化委員会開催 ・消費者懇談会 ・人材育成 ・地域ブランド、商品開発	・来街者調査 ・普及宣伝 ・法人化支援

③補助率

対象経費の2／3 ※東京都の補助がない場合は1／2

補助限度額：1商店街あたり300万円（※年間補助上限額）

補助期間：1年（家賃補助に関しては3年→※2年目以降は補助率1／2となります。）

(9) 商店街パワーアップ支援事業（多言語対応事業）

①事業内容

商店街において、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備する事業に
対し特別に支援を行います。

②対象事業

1. 多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備する事で、

商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図るもの。

【事業例】

- ・商店会員への英会話研修の実施
- ・多言語対応パンフレットの作成
- ・多言語対応ホームページの整備
- ・多言語対応商店街フラッグの作成 等

2. 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業で
あること。

③補助率

対象経費の5／6 ※東京都の補助がない場合は1／2

補助限度額：1商店街あたり300万円

<※事業の実施に際して>

事業の実施を検討される商店街につきましては、必ず事前に区までご相談ください。

※正しく補助を受けるためには、様々な条件があります。

事業実施後に「この内容で補助を受けられると思っていたのに対象外だった」
ということにならないよう、必ず事前に区までご相談ください。

(10) 商店街パワーアップ支援事業（キャッシュレス対応事業）

①事業内容

商店街において、キャッシュレス機器の導入やキャッシュレス決済環境の整備等で、商店街の利便性を高め、商店街の活性化を図る事業に対し、特別に支援を行います。

②対象事業

1. 【事業例】

- ・キャッシュレス決済機器等の導入に係る経費
- ・専門家によるコーディネート経費
- ・キャッシュレス決済機器導入時の操作研修経費
- ・周知、PRに係る経費 等

2. 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業であること。

③補助率

対象経費の5／6 ※東京都の補助がない場合は1／2

補助限度額：1商店街あたり300万円

＜※事業の実施に際して＞

事業の実施を検討される商店街につきましては、必ず事前に区までご相談ください。

※正しく補助を受けるためには、様々な条件があります。

事業実施後に「この内容で補助を受けられると思っていたのに対象外だった」

ということにならないよう、必ず事前に区までご相談ください。

(11) 商店街集客力強化支援事業

①事業内容

商店街が行う販売促進や売出し等の、周知に係る経費に対して補助を行います。

既にイベント事業の補助金を2回申請している商店街でも、追加でイベントを行う場合、周知に係る経費に対しては補助を行うことができます。

②対象事業

【補助対象経費】

- ・周知費用のみ

【補助対象経費例】

- ・ポスター、チラシ等の作成費
- ・新聞折込経費
- ・新聞、雑誌等への広告掲載料
- ・ホームページの更新経費
- ・案内看板等の製作費（事業実施期間のみの物に限る）
- ・抽選会券、福引券等の印刷経費
- ・事業に係るコピー代
- ・宣伝用車両の賃借料
- ・その他 PR に係る周知費用 等

③補助率

対象経費の1／2

補助限度額：1商店街あたり年20万円まで

補助回数：補助限度額の範囲内であれば、年何回でも申請可能です。

*他の商店街との共催も可能です。

(12) 商店街フレンドシップ補助金

①事業内容

商店街の加盟店を中心に、意欲ある複数の中小規模事業者（個店）が連携する事業への経費を補助することで、魅力ある個店の育成を図り、商店街への来客増加を促進します。

②利用要件

以下の要件を全て満たす事業が補助対象。

1. 5店舗以上の区内中小規模事業者グループであること。
2. グループのうち、3分の1以上は区内商店街加盟店であること。
3. 事業の開催場所が江戸川区内であること。

③補助率

対象経費の1／2

補助限度額：1事業あたり 50万円まで

④補助内容

【補助対象事業例】（以下はあくまで一例です）

- ・共通チケットを発行しての居酒屋・バーによる「バル」
- ・エリアを超えて区内のカレー屋等を巡るスタンプラリー
- ・店舗内で音楽ライブや落語等を開催する街フェス 等

【補助対象経費例】

- ・チラシ作成費・ポスター作製費・新聞折込費・チケット作成費
- ・スタンプラリーペンダント作成費 等

⑤申請受付時期

- ・令和6年度中も随時受付を行います。

*予算上限に達し次第受付終了となります。

*事業実施をご検討の方は、区まで随時ご相談ください。

(13) 商店街プロデュース事業

①事業内容

「商店街イベントのマンネリ化」や「活性化したいが何から取り組めばいいかわからない」等でお悩みの商店街に中小企業診断士を無料で派遣し、問題解決を図ります。

②事業実施例

- ・商店街の現状把握及び課題整理
- ・商店街イベントの計画
- ・商店街活性化計画の実施及びフィードバック 等

* 派遣内容によってニーズに適した中小企業診断士を派遣します。

③補助率

区で全額補助。

* 商店街負担はありません。

④派遣回数

1 商店街あたり年間20回程度まで

* 派遣期間：原則2年間（最大3年まで）

* 区への派遣申請は1年ごとに必要です。

(14) 商店街エコ支援事業

①事業内容

えどがわエコセンターをアドバイザーとして商店街が実施するエコ事業の経費の一部を補助します。

②補助率

対象経費の1／2

補助限度額：なし（イベント内容により応相談）

(15) 江戸川区ポイントカード利用促進支援事業

①事業内容

ポイントカード利用新規加盟店及び新規利用消費者の増加に向けた取組みに対して費用の一部を助成します。

②補助率

対象経費の1／2

補助限度額：なし

(16) 江戸川区ポイントカード・区内共通商品券 PR 支援事業

①事業内容

ポイントカード・区内共通商品券のPRに必要な費用の一部を助成します。

②補助率

対象経費の1／2

補助限度額：・商店会:100万円

・商店会が複数で同一の事業を実施するための団体:300万円

(17) ポイントカードを活用した子育て世帯・熟年者支援事業

①事業内容

少子高齢化対策として江戸川区商店街連合会共通ポイントカード委員会が行うプレミアムポイントカードへの特典（1枚あたり250円の上乗せ）に対し助成します。

②助成内容

江戸川区商店街連合会共通ポイントカード委員会で回収された満点カード（350ポイント）1枚につき、250円分を助成します。

(18) 装飾街路灯管理費助成

①事業内容

商店街が管理する街路灯の「前年度に支払った電気代の全額」を助成します。

*個店看板や防犯カメラ等の電気料が含まれている場合は、その金額を差し引きます。

(19) 商店街環境整備事業

①事業内容

商店街のハード面の整備事業について経費の一部を補助します。

(例：装飾街路灯の新設・建替、商店街会館の設置、商店街道路のカラー舗装 等)

②補助率

事業の内容によって補助率が9/10～1/2と大きく変わります。

*事業実施をご検討の商店街は、区までお問い合わせください。

【★街路灯をLED化（新設・建替・ランプ交換）した場合の補助】

- ① 「LED街路灯の新設」または「水銀灯からLED街路灯への建替」を行う場合
- ② 「水銀灯」から「LEDランプ」に交換する場合
- ③ 「既存LEDランプ」を「新しいLEDランプ」に交換する場合（※）

※③の場合に補助を受けるためには、「新しいLEDランプの性能等」について一定条件を満たす必要があります。詳しくは区までお問い合わせください。

<補助率>

東京都および江戸川区の補助により、上記①～③いずれの場合も商店街負担1/10で利用可能です。

<区からの貸付>

上記①～③いずれの場合も江戸川区の貸付事業が利用可能です。

- ・貸付額：東京都から交付決定された補助金額を上限
- ・利子：無利子

*東京都から商店街に補助金が入金され次第、江戸川区からの貸付額全額を返還いただきます。

(20) 商店街空き店舗対策家賃助成事業

①事業内容

空き店舗を抱える区内の商店街に対し、商店街内に出店した事業者の店舗賃借料の一部を助成します。

②空き店舗の条件

以下の要件を全て満たす空き店舗が補助対象。

1. 3ヶ月以上連續して入居が決まっていない店舗用施設であること
2. 駅近接や複合的商業施設の商店街の空き店舗でないこと
3. 契約する店舗の賃貸契約日が令和6年4月1日以降であること

* 対象商店街の可否については、区HPで確認可能です。

* 起業、店舗の移転、多店舗展開を問わず対象です。

③出店事業者の条件

1. 出店に際し、商店街の承諾を得るとともに商店街に加入すること
 2. 個人または法人にかかる税金の滞納がないこと（住民税・事業税）
 3. 空き店舗に入居後、区の指定する専門家による経営診断を受けること（無料）
 4. 小売業、サービス業、飲食業等を主たる事業として営業する個人または法人であること
- * ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用業種を営む事業者は対象外
5. 国、東京都（公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む）または江戸川区による他の賃借料の助成を受けていないこと。（重複受給はできません）

④助成内容

店舗賃借料の月額1／3（上限5万円 * 補助対象賃借料上限額15万円）

助成月数：開店してから連續する12ヶ月を限度

助成方法：商店街を通じて6ヶ月分ごとに助成金を交付（1事業者につき、2回の助成金交付）

⑤助成対象者

商店街（商店街を通じて、出店した事業者に店舗家賃を助成します。）

* 助成対象店舗数：5店舗（先着順）

* 令和6年4月1日から受付開始です。

* 出店計画書と商店街の出店承諾に関する議事録の提出をもって、受付となります。